

蒲郡市避難情報の判断・伝達マニュアル



警戒レベル	避難情報等	状況	市民がとるべき行動
5	緊急安全確保※1	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!
～～～～ < 警戒レベル4までに必ず避難! > ～～～～			
4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員退避
3	高齢者等避難※2	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認
1	早期注意情報 (気象庁)	今後の気象状況 悪化のおそれ	災害の心構えを 高める

※1 市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、**警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。**

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も避難の準備、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難行動の考え方

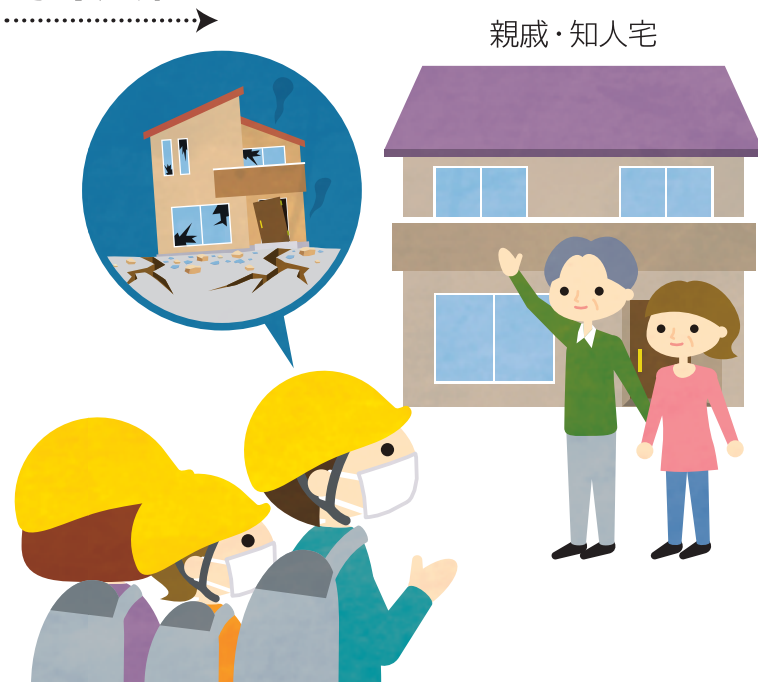
1 避難行動の基本

身の安全を確保するためにとる行動が「避難行動」ですが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅に避難する「立退き避難」が避難行動の基本です。

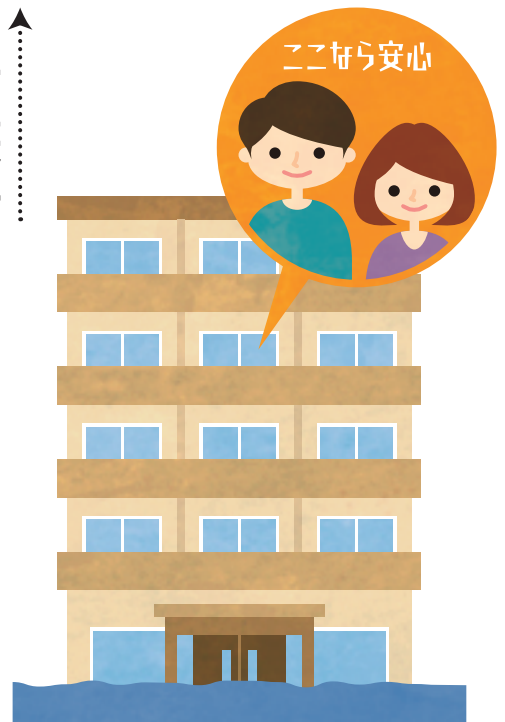
「緊急安全確保」、「立退き避難」、「屋内安全確保」については表のとおりです。

避難行動	内容
緊急安全確保	命の危険から身の安全を確保するため、その時点でのいる場所よりも、より安全な場所へ直ちに避難すること。
< 警戒レベル4までに必ず避難! >	
立退き避難 (水平避難)	その時点でのいる場所では命が脅かされるおそれがあるため、災害リスクのある区域から、より安全な場所に移動すること。
屋内安全確保 (垂直避難)	災害リスクのある区域の自宅・施設等であっても、上階への移動や高層階に留まること(退避)等により、身の安全を確保すること。

水平避難



垂直避難



2 避難情報・とるべき行動

避難情報	とるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	状況：災害発生又は切迫 必ず発令される情報ではありません とるべき行動：命の危険・直ちに安全確保！ 指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保をしてください。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りません。
【警戒レベル4】 避難指示	状況：災害発生のおそれ高い とるべき行動：危険な場所から全員避難 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）してください。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	状況：災害発生のおそれあり とるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）してください。高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい区域では、このタイミングで自主的に避難するようにしてください。

3 災害種別による避難行動

① 台風等による暴風

平均風速15～20m/sの風が吹くと、歩行者が転倒したり、高速道路での車の運転に支障がはじめ、さらに強くなると建物の損壊、交通障害など甚大な被害がでるため、危険を感じた場合は速やかに避難行動をとりましょう。

② 大雨による洪水、内水氾濫

洪水等の災害リスクがある区域内における避難行動は「立退き避難」が基本ですが、屋内で身の安全を確保できる場合は、「屋内安全確保」も可能です。

なお、洪水等が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行います。

③ 大雨による土砂災害

土砂災害警戒区域等における避難行動は「立退き避難」が基本です。土砂災害が突発的に発生した場合、屋内で身の安全を確保できるとは限りません。

土砂災害が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行います。

④台風又は異常潮位による高潮

高潮浸水想定区域等における避難行動は「立退き避難」が基本ですが、屋内で身の安全を確保できる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」をすることも可能です。

高潮が発生・切迫した場合には「緊急安全確保」を行います。

⑤地震による津波

津波浸水想定区域における避難行動は「立退き避難」が基本です。高台、津波避難ビルの指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所へ避難します。

4 避難情報の伝達方法

避難情報の発令時には、以下の情報伝達手段を有効に活用し、速やかに市民への情報伝達を行います。

- ①同報系防災行政無線（屋外拡声器）、防災ラジオ
- ②テレビ放送（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ放送
- ③エリアメール、緊急速報メール
- ④WEBサイト掲載、ツイッターなどのソーシャルメディア
- ⑤広報車、消防車両（消防団を含む。）による広報
- ⑥電話、FAX、登録制メール（安心ひろめーる）
- ⑦消防団、警察、自主防災会、近隣の居住者等による直接的な声かけ

蒲郡市情報メール「安心ひろめーる」

気象情報や防災情報など蒲郡市に関するさまざまな情報をメールで配信していますので、登録をお願いします。

登録方法

【登録の申込みをする】

- 携帯電話・スマートフォンから

gamagori@entry.mail-dpt.jpに空メール（件名・本文なし）を送信。QRコードからも送れます。



- パソコン・スマートフォンから

蒲郡市メール配信サービス「安心ひろめーる」のページ <http://mail.cous.jp/gamagori/>の【メール配信申込み】から配信を希望するメールアドレスを入力してください。蒲郡市のホームページからも入れます。

※携帯電話（全てのキャリア）・スマートフォン・パソコンなどのメールに対応しています。

※主に平成21年以前に発売された一部携帯電話では登録できません。

※サービスの利用は無料ですが、登録およびメール受信にかかる通信料は利用者負担となります。

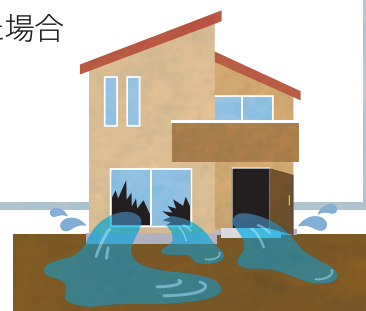
【配信内容は4つ】

- ①気象情報
 - 気象情報 ●地震情報 ●津波情報
- ②緊急・重要情報
 - 火災情報 ●犯罪・不審者情報
 - 防災無線情報など
- ③生活情報
 - 検診・予防接種情報 ●健康情報など
- ④イベント・講座情報
 - 公共施設や蒲郡市内で開催されるイベント
 - 講座情報など

1.大雨による洪水、内水氾濫の避難情報

避難情報の発令判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>①～③のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令します。</p> <p>①該当流域の危機管理型水位計の水位が氾濫注意水位に到達し、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「警戒（赤）」が出現した場合</p> <p>②堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>③警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>①～④のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令します。</p> <p>①該当流域の危機管理型水位計の水位が氾濫危険水位に到達し、洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「危険（紫）」が出現した場合</p> <p>②堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>①～⑥のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令します。</p> <p>①河川の水位が堤防高に到達した場合</p> <p>②該当流域の洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）で「災害切迫（黒）」が出現した場合</p> <p>③堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・地すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（この場合には、避難区域を限定する）</p> <p>⑤大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>⑥堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>



2.土砂災害の避難情報

避難情報の発令判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>①～③のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令します。</p> <p>①大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害キキクル）が「警戒（赤）」となった場合</p> <p>②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令します。</p> <p>①土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>②大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害キキクル）が「危険（紫）」となった場合</p> <p>③警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>⑤土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>①～③のいずれかに該当する場合に、緊急安全確保を発令します。</p> <p>①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合</p> <p>②大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害キキクル）が「災害切迫（黒）」となった場合</p> <p>③土砂災害の発生が確認された場合</p>



1時間の雨量と降り方

80mm以上	息苦しくなるような圧迫感があります。 雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要となります。
50～80mm	滝のように降り、都市部では地下室などに雨水が流れ込む場合があります。 土石流が起こりやすくなります。
30～50mm	バケツをひっくり返したように降り、山崩れ・がけ崩れが起きやすくなります。 都市部では下水管から雨水があふれます。
20～30mm	どしゃ降りですぐ側溝や下水、小さな川があふれ、小規模ながけ崩れが始まります。
10～20mm	ザーザーと降り、雨の音で話し声がよく聞き取れません。

大雨に関する情報区分

記録的短時間 大雨情報	数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測した場合に発表されます。
土砂災害 警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている中で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、住民の自主避難の参考となるように発表されます。
大雨特別警報 （土砂災害）	さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは、特別警報が発表されます。 特別警報は警報の基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が発生すると予想される場合に発表されるので、最大限の警戒が必要となります。
大雨警報 （土砂災害）	大雨によって重大な災害起こるおそれがあるときは、警報が発表されます。 雨がやんでも重大な土砂災害などのおそれがあるときは、発表が継続されます。
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれのあるときは、注意報が発表されます。



3. 台風等による暴風の避難情報

避難情報の発令判断基準

区分	判断基準
高齢者等避難	①又は②に該当する場合に、要配慮者の早期避難と市民等への注意喚起を目的とした「高齢者等避難」を発令します。 ①気象庁が発表する「防災情報」－「気象警報・注意報」に示される気象警報に、暴風（陸上）の警報級の危険度が予想値として発表された場合 ②気象庁から、暴風特別警報の可能性のある旨、愛知県の気象情報や記者会見等により周知された場合

台風を要因とする特別警報の指標とされる「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下で風速50m/s以上）以上の台風が接近する（暴風域に入る）ことが予想される場合に、避難情報を発令するものとします。

なお、この場合に発令される避難情報は、「避難情報のガイドラインの説明資料」（令和3年5月内閣府）に基づき、警戒レベルを付さない避難情報となります。

台風の大きさ

階級	風速15m/s以上の強風域の半径
超大型（非常に大きい）	800Km以上
大型（大きい）	500Km以上～800Km未満

台風の強さ

階級	最大風速
猛烈	54m/s以上
非常に強い	44m/s以上～54m/s未満
強い	34m/s以上～44m/s未満



4.高潮の避難情報

避難情報の発令判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>①～④のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令します。</p> <p>①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高いとされた場合</p> <p>②高潮注意報が発表され、暴風警報が発表された場合</p> <p>③警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下で風速50m/s以上）の台風が接近し、上陸24時間以内に気象庁から、高潮特別警報発表の可能性のある旨、愛知県の気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>①又は②に該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令します。</p> <p>①高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</p> <p>②警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>①～⑥のいずれか1つに該当する場合に、緊急安全確保を発令します。</p> <p>①樋門、防潮扉等の異常が発生した場合</p> <p>②潮位が過去の高潮災害時の潮位を超えた場合（潮位観測所で計画高潮位3.47mを超えた場合）</p> <p>③高潮氾濫発生情報が発表された場合</p> <p>④海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>⑤異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>⑥高潮氾濫が発生した場合</p>



5.津波の避難情報

避難情報の発令判断基準

区分	判断基準
高齢者等避難	遠地地震により伊勢・三河湾に津波警報等が発表される可能性がある場合には、避難者の受入れ体制を整えたうえで、海岸堤防より海側の地域（堤外地）に高齢者等避難を発令します。
避難指示	①又は②に該当する場合、避難指示を発令します。 ①伊勢・三河湾に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表された場合 ②停電、通信障害等により、津波警報等を受けることができない状況において強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

1 避難情報発令の対象とする津波

津波は20cmから30cm程度でも巻き込まれて流される可能性があるため、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合、危険な区域から一刻も早く避難する必要があります。

また、震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波到達までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があります。津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度4以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、速やかな避難行動をとることが必要です。

2 避難情報の発令を判断する情報

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表されます。



区分	予想される津波の高さ	発表される津波の高さ	
		数値	巨大地震の場合
大津波警報	10m以上	10m超	巨大
	5m以上～10m未満	10m	
	3m以上～5m未満	5m	
津波警報	1m以上～3m未満	3m	高い
津波注意報	0.2m以上～1m未満	1m	（表記なし）

指定緊急避難場所及び地域避難場所一覧表

学区	番号	施設・場所名	地震	台風	洪水	土砂災害	高潮	津波	重複
大塚小	1	大塚小学校	◎			●	●	◎	○
	2	大塚中学校	◎			●	●	◎	○
	3	蒲郡東高等学校	◎			●	●	◎	○
	4	大塚公民館		○		○	○		
三谷小	5	三谷小学校	◎		●	●	●	◎	○
	6	矢田公園	○						
	7	向山公園	○						
	8	須田公園	○						
	9	みや児童館		○	○	○	○		
	10	三谷東小学校	◎				●	◎	○
三谷東小	11	三谷東保育園遊戯室				○			
	12	三谷中学校	◎			●	●	◎	○
	13	星越公園	○						
	14	丸戸公園	○						
	15	寺戸公園	○						
	16	弥生公園	○						
	17	天伯公園	○						
竹島小	18	竹島小学校	◎			●	●	◎	○
	19	半ノ木公園	○						
	20	西田川公園	○						
	21	御馬公園	○						
	22	府相公園	○						
	23	五反田公園	○						
蒲東小	24	蒲郡東部小学校	◎		●	●	●		○
	25	東部公民館		○	○	○	○		

学区	番号	施設・場所名	地震	台風	洪水	土砂災害	高潮	津波	重複
蒲郡北小	26	蒲郡北部小学校	◎			●	●		○
	27	中部中学校	◎			●	●		○
	28	中央公園	○						
	29	北部公民館		○	○	○	○		
	30	水竹公園	○						
蒲西小	31	蒲郡西部小学校	◎		●	●	●		○
	32	西部公民館		○	○	○	○		
蒲南小	33	蒲郡南部小学校	◎		●	●	●	◎	○
	34	蒲郡中学校	◎		●	●	●	◎	○
	35	蒲郡高等学校	◎			●	●	◎	○
	36	榎田公園	○						
	37	八百富公園	○						
	38	新井公園	○						
	39	本町公園	○						
	40	港町西公園	○						
	41	港町東公園	○						
	42	浜家公民館		○	○	○			
	43	小江公民館		○	○				
中央小	44	蒲郡公民館		○	○		○		
	45	中央小学校	◎			●	●	◎	○
	46	中ノ坊公園	○						
	47	神倉公園	○						
	48	御幸公園	○						
	49	旭公園	○						
	50	蒲形公園	○						
	51	大坪公園	○						
	52	藪田公園	○						

塩津小	53	塩津小学校	◎		●	●	●	◎	○
	54	塩津中学校	◎				●	◎	○
	55	愛知工科大学・愛知工科大学 自動車短期大学	◎				●	◎	
	56	東浜公園	○						
	57	前田公園	○						
	58	塩津公民館		○	○	○	○		
形原小	59	形原小学校	◎			●	●	◎	○
	60	形原中学校	◎			●	●	◎	○
	61	蒲郡文化広場運動場	○						
形原北小	62	形原北小学校	◎			●	●	◎	○
	63	双太山公園	○						
	64	かたはら児童館		○		○	○		
西浦小	65	西浦小学校	◎			●	●	◎	○
	66	西浦中学校	◎				●	◎	○
	67	西浦公民館		○		○	○		

土砂災害：崖崩れ、土石流及び地滑り

重複：指定避難所と指定緊急避難場所が重複

●：体育館を避難場所とする指定緊急避難場所

◎：校庭を避難場所とする指定緊急避難場所

1 指定緊急避難場所（54カ所）

指定緊急避難場所は、災害が発生又は発生するおそれがある場合の避難場所です。洪水や津波などの種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定しています。

● 指定緊急避難場所と指定避難所の違い

指定緊急避難場所は、災害による危険が迫っており安全の確保を目的として、緊急に避難する場所です。

指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在し、又は災害により家に戻れなくなった市民等を一時的に滞在させるための施設です。

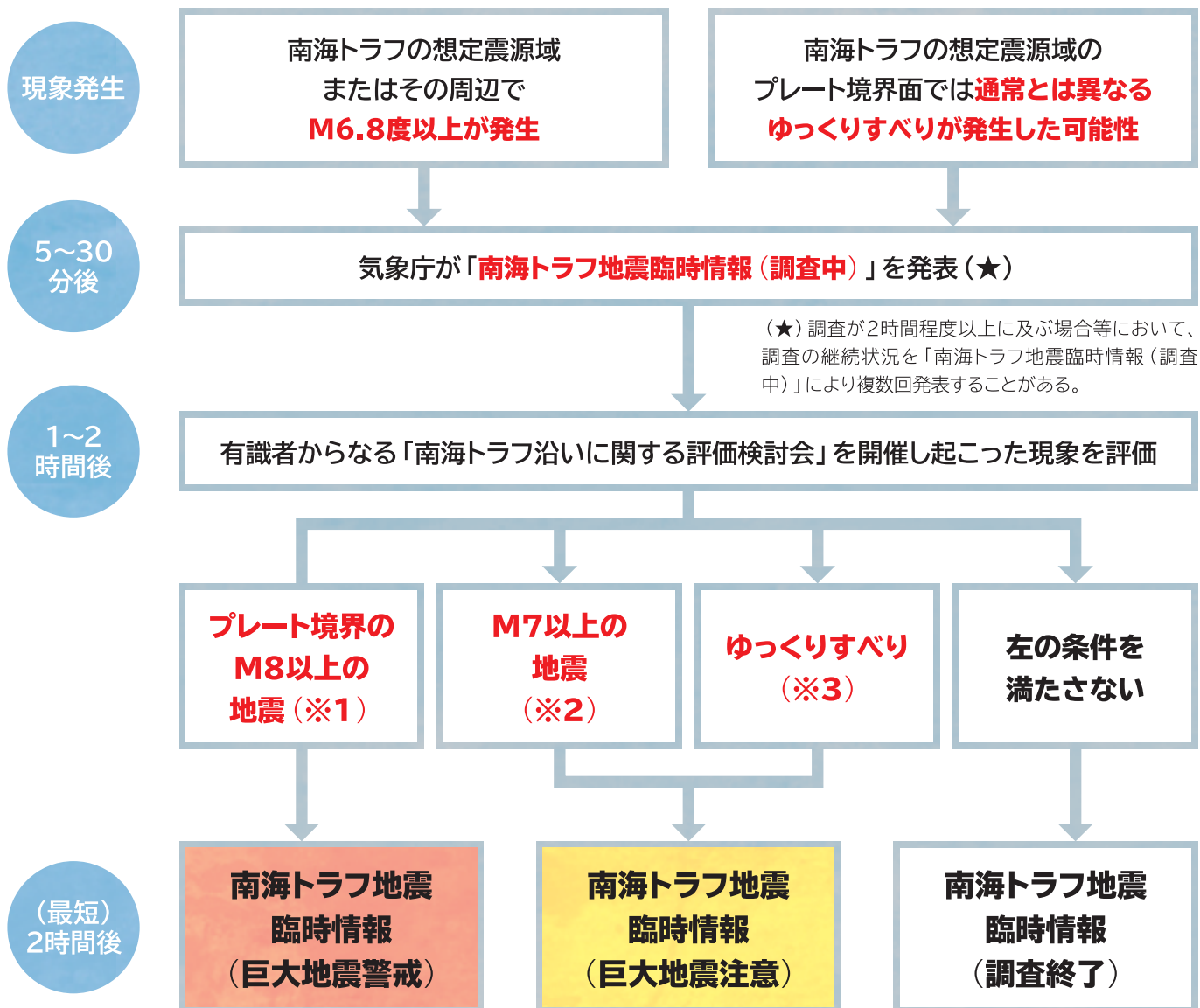
2 地域避難場所（13カ所）

台風等風水害の際に、少人数の方が自主避難される場合に開設します。

南海トラフ地震への備え

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。

政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50 km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくり滑りが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

南海トラフ地震臨時情報

1 発表条件

- ①南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- ②観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

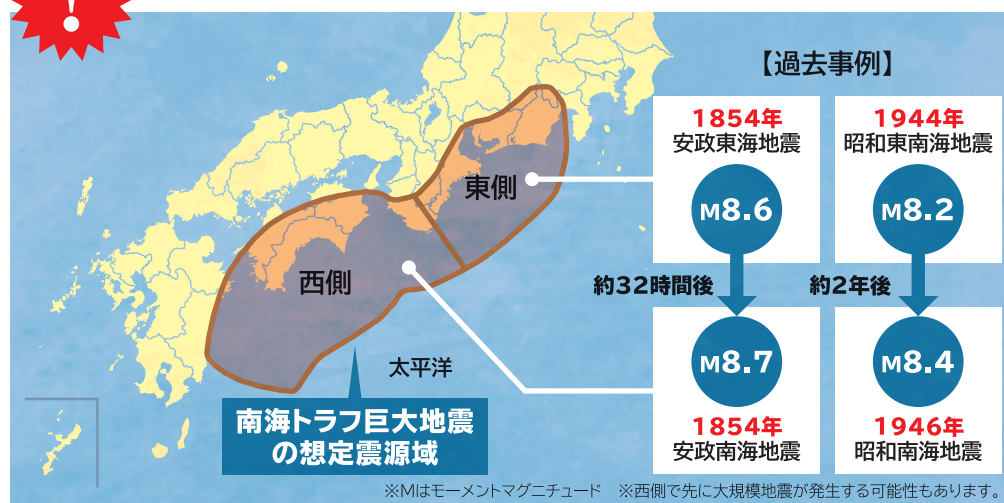
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5~30分	調査中	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

2 南海トラフ地震関連開設情報

- ①観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- ②「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）



地震は時間差で起きる場合も！



避難所・避難場所へ行くことだけが避難ではありません!

避難とは「難」を「避」けることです。

避難には次の4つの行動があります

1. 安全な親戚・知人宅への立退き避難
2. 安全なホテル・旅館への立退き避難
3. 行政が指定した避難場所への立退き避難
4. 屋内安全確保

「屋内安全確保」ではハザードマップで次の3つの条件を確認し、自宅にいても大丈夫かを確認してください。

1. 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
2. 浸水深より居室が高い
3. 水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分ある

みなさんの命を守るため、避難所・避難場所が開設されるよりも前に避難情報を発令する場合があります。



令和5年2月 蒲郡市危機管理課

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号 TEL●0533-66-1208 FAX●0533-66-1190
E-mail●kikikanri@city.gamagori.lg.jp WEB●<http://www.city.gamagori.lg.jp/>